

(別紙様式2)

平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価

都道府県名： 岡山県
農業委員会名： 津山市農業委員会

I 農業委員会の状況(平成31年3月末日現在)

1 農業の概要

単位:ha

	田	畑	畑			計
			普通畑	樹園地	牧草畑	
耕地面積	5,070	576	576	-	-	5,640
経営耕地面積	3,333	298	191	58	49	3,631
遊休農地面積	112	32	32	-	-	144
農地台帳面積	5,185	759	759	-	-	5,944

※1 耕地面積は、平成30年耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 経営耕地面積は、2015農林業センサスに基づいて記入

※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

	農家数(戸)
総農家数	5,180
自給的農家数	1,819
販売農家数	3,361
主業農家数	218
準主業農家数	550
副業的農家数	2,593

※ 2015農林業センサスに基づいて記入。

	農業者数(人)
農業就業者数	3,904
女性	1,811
40代以下	215

※ 2015農林業センサスに基づいて記入。

	経営数(経営)
認定農業者	189
基本構想水準到達者	-
認定新規就農者	10
農業参入法人	25
集落営農経営	39
特定農業団体	0
集落営農組織	39

※農業委員会調べ

2 農業委員会の現在の体制

新制度に基づく農業委員会

任期満了年月日： 平成32年 7月19日

	農業委員	農地利用 最適化推進委員	合計
農業委員会委員数	19	33	52
認定農業者	12	10	22
女性	4	2	6
40代以下	1	3	4

II 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

現 状 (平成30年4月1日現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	5,680 ha	719.3 ha	12.7 %
課 題	中山間地が多い当市では集積に適した農地が少なく、不在地主の増加や農作物の価格低下、鳥獣による被害や大きな畦畔を持つ農地の管理費の増加など、耕作不便・不利により担い手への集積が進まない状態であり、高付加価値の作目作付の推進、集落リーダーの育成、集落営農の推進などの安定的な農業を維持していくための活動が急務である。		

※1 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、活動計画に記載した担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

2 平成30年度の目標及び実績

集積目標 ①	集積実績 ②	(うち、新規実績)	達成状況(②/①×100)
810 ha	818 ha	80 ha	101 %

※1 集積目標は、活動計画に記載した集積面積を記入

※2 集積実績は、年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※3 新規実績は、集積実績のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転がされた農地)をどの程度増加させたかを記入

3 目標の達成に向けた活動

活動計画	農地中間管理機構との連携を強化し、地域での担い手の把握、集落営農の組織化及び既存組織の強化を図る。また、年複数回ある地域での集会等に参加し農地制度の広報等を積極的に行う。
活動実績	農地中間管理機構との連絡会議を実施し、貸手借手の仲介を農業委員、推進委員が参加をして行った。また、JA開催の座談会に出席し地域での担い手育成に努めた。多面的機能、中山間地域、町内会等の会議に出席し、広報等行った地域もある。しかし、農地中間管理機構での取り扱い農地や集落営農法人組織の情報がなく、規模拡大意向農家等もわからないため、活動が出来ていない地域もある。

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	適当である。
活動に対する評価	地域によっては、集落営農組織が出来たり、農地中間管理機構への移譲が進んで、集積・集約化が進みつつあると思われる。地域の担い手、法人、集落営農の連携を広げて、後継者の育成に努めていきたい。

Ⅲ 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

新規参入の状況	27年度新規参入者数	28年度新規参入者数	29年度新規参入者数
	9 経営体	8 経営体	7 経営体
	27年度新規参入者が取得した農地面積	28年度新規参入者が取得した農地面積	28年度新規参入者が取得した農地面積
	3 ha	3 ha	59 ha
課題	中山間地の採算性の悪い圃場が多く、小規模な兼業農家が大部分を占めているため、経営として成り立つ農業の開始が困難な状況である。また、農業機械は高額であることから、参入をためらう人も多い。市の事業である援農塾等と連携し、より一層の担い手の育成・支援が必要である。		

※1 新規参入者数は、活動計画に記載した過去3年の農地の権利移動を伴う新たな新規参入者数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない。

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

2 平成30年度の目標及び実績

参入目標①	参入実績②	達成状況(②/①×100)
9 経営体	9 経営体	100 %
参入目標面積③	参入実績面積④	達成状況(④/③×100)
4 ha	21 ha	525 %

※1 参入目標及び参入目標面積は、活動計画に記載した参入者数及び農地面積を記入

※2 参入実績は、1年間に新たに参入した新規参入者数を記入

※3 参入実績面積は、上記で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

3 目標の達成に向けた活動

活動計画	JAや農地中間管理機構、農業大学校等関係機関・団体と連携し、企業や市外の人に対する新規就農を促進するとともに、農業委員が地域と新規参入者の仲立ちをする事で、就農の後押し(農地や各種補助金等の情報提供など)を行う。各町内会が抱えている問題を調査し、委員が中心となり話し合う場を作っていく。
活動実績	Iターン新規就農者の後押しを実施したり、地域の話し合いの席で、新規就農希望者の情報収集に努めると共に、各種補助金や農地中間管理機構等のPRを行った。農業体験などで、農業の楽しさと地域との交流の場を増やして、就農支援をしている。

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	新規参入法人が4法人あり、実績面積の大幅な達成に至った。目標は出来ているが、達成感はまだない。
活動に対する評価	更に、関係機関との連携が必要と思われる。地域によっては、新規就農者が地域になじめず、地域から苦情が出る場合もあり、確実な支援や指導が必要で経営が定着するまで、配慮が必要と考える。生活できる就農支援を考えていく必要がある。

IV 遊休農地に関する措置に関する評価

1 現状及び課題

現 状 (平成30年4月1日現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	5,834 ha	154 ha	2.6 %
課 題	農家の高齢化や不在地主の増加、深刻な担い手不足により、増加に歯止めがかからない状況が続いている。また、農作物価格の不安定化や、鳥獣害により、離農する農家が少なくない。		

※1 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2 遊休農地面積は、活動計画に記載した農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 平成30年度の目標及び実績

解消目標①	解消実績②	達成状況(②/①×100)
5 ha	12 ha	240 %

※1 解消目標は、活動計画に記載した解消面積を記入

※2 解消実績は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

3 2の目標の達成に向けた活動

活動計画	措置の内容	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期	
	農地の利用状況調査		53 人	4月～3月	4月～3月
調査方法		農地パトロールの実施による実態把握及び所有者等に対する指導等			
農地の利用意向調査	調査実施時期:11月				
その他の活動	—				
活動実績	農地の利用状況調査	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期	
		53 人	4月～3月	4月～3月	
	農地の利用意向調査	調査実施時期	11月	調査結果取りまとめ時期	12月～2月
		第32条第1項第1号		第32条第1項第2号	第33条
		調査数:	5 筆	調査数:	0 筆
	調査面積:	0.1 ha	調査面積:	0 ha	
その他の活動	農地パトロールを行うことで、遊休農地化する前に早期発見し、指導を行った。遊休農地の把握は出来ているが、土地の所有者が都会に出て帰郷のあてはなく、近くに住む親族も、高齢になったり鳥獣被害にあったりと、耕作放棄地になった原因の聞き取りをしながら、今後の対応を考えていきたい。遊休農地を中山間直接支払制度に編入し、その構成員有志で草刈り、耕起を行い、農地の保全に努めている地区もある。				

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	適当であるが、所有者の意識を変えていかないと、すべての解消は難しい。
活動に対する評価	今後も増加が予想され、早期発見、早期指導が必要であるので、調査を継続していく事が大切と考える。

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

現 状 (平成30年4月1日現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)
	5,680 ha	11.9 ha
課 題	新規の違反転用は地道な農地パトロールでの早期指導により減少しているが、相当以前からある違反転用については、所有者や転用事業者が死亡、倒産等により指導が困難な状況にある。また、分筆など高額な費用が捻出できず、解決が進まないことも多い。	

※1 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 違反転用面積は、活動計画に記載した管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

2 平成30年度実績

実 績①	増減(B-①)
6.9 ha	5 ha

※ 実績は、年度末時点の違反転用面積を記入

3 活動計画・実績及び評価

活動計画	農地転用許可後の追跡調査など、農地パトロールを積極的に行い、早期発見による是正指導を行う。また、農地制度を積極的に広報することで、違反の発生を予防する。
活動実績	農地パトロールを頻繁に行うと共に、地域の話し合いの席での情報交換会で、違反転用の早期発見に努めた。転用許可後の調査は、個人で転用、事業の拡張等は期間内にされているが、宅建関係の業者の転用には、度々調査をしており、今後も見守る必要があると思う。
活動に対する評価	地道なパトロールが、農業委員会活動を市民に意識してもらうことで、新規での違反転用は減少している。

VI 農地法等によりその権限に属された事務に関する点検

1 農地法第3条に基づく許可事務

(1年間の処理件数: 98件、うち許可 97件 及び不許可 1件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	事務局による現地確認			
	是正措置	特になし			
総会等での審議	実施状況	農業委員による審議前の現地確認及び聞き取り調査に基づき、月1回の定例会で審査基準を踏まえた審議			
	是正措置	特になし			
申請者への審議結果の通知	実施状況	申請者へ総会等での指摘や許可条件等を説明した件数	0 件		
		不許可処分の理由の詳細を説明した件数	1 件		
	是正措置	特になし			
審議結果等の公表	実施状況	議事録を作成し、HPに公表			
	是正措置	特になし			
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 25日	処理期間(平均)	25日
	是正措置	特になし			

2 農地転用に関する事務 (意見を付して市長への送付)

(1年間の処理件数: 194件、うち許可 188件 及び不許可 6件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	事務局による現地確認			
	是正措置	特になし			
総会等での審議	実施状況	農業委員および農地利用最適化推進委員による審議前の現地確認及び聞き取り調査に基づき、月1回の定例会で審査基準を踏まえた審議			
	是正措置	特になし			
審議結果等の公表	実施状況	議事録を作成し、HPに公表			
	是正措置	特になし			
処理期間	実施状況	標準処理期間	45日	処理期間(平均)	21日
	是正措置	特になし			

3 農地所有適格法人からの報告への対応

点検項目	実施状況	
農地所有適格法人からの報告について	管内の農地所有適格法人数	17 法人
	うち報告書提出農地所有適格法人数	11 法人
	うち報告書の督促を行った農地所有適格法人数	11 法人
	うち督促後に報告書を提出した農地所有適格法人数	10 法人
	うち報告書を提出しなかった農地所有適格法人	1 法人
	提出しなかった理由	決算が遅れているとの申し出あり。
	対応方針	再度、督促を行う。
農地所有適格法人の状況について	農地所有適格法人の要件を欠くおそれがあるため農業委員会が必要な措置をとるべきことを勧告した農地所有適格法人数	0 法人
	対応状況	—

4 情報の提供等

点検項目	具体的な内容	
賃借料情報の調査・提供	実施状況	調査対象賃貸借件数 621 件 公表時期 平成31年 3月 情報の提供方法: 前年1月から12月までを集計したものをHPに掲載、並びに窓口に掲示
	是正措置	特になし
農地の権利移動等の状況把握	実施状況	調査対象権利移動等件数 3,313 件(筆) 取りまとめ時期 平成31年3月 情報の提供方法: 前年1月から12月までを集計し、岡山県を通じて農林水産省に報告
	是正措置	特になし
農地台帳の整備	実施状況	整備対象農地面積 6,200 ha
		データ更新: 随時更新
	公表: 全国農地ナビに掲載	
是正措置	特になし	

※その他の事務

上記ⅡからⅥに掲げる事務以外の事務について、次年度の目標及びその達成に向けた活動計画を作成する場合には、それぞれの事務ごとに、上記様式に準じて取りまとめること。

Ⅶ 地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容

農地利用最適化等に関する事務	〈要望・意見〉 担い手や後継者が不足している。農地の貸し借りの手続きの簡素化をして欲しい。補助金や助成金の充実を要望したい。中山間直接支払制度に加入する相談があった。
	〈対処内容〉 農地中間管理機構の事業の紹介したり、個別案件について、対応した。農振農用地への編入の手続きを進める様に指導した。

農地法等によりその権限に属された事務	〈要望・意見〉 農地転用手続きの簡素化をして欲しい。事前に審査してもらい、受理してもらえる案件のみ添付書類を付けて、申請するようにして欲しい。農地を取得する時に、荒地等の有無の確認や、転用申請や非農地の相談がある。
	〈対処内容〉 農地法等の説明を行った。計画に基づいての指導や助言をしている。

※ Ⅱ～Ⅵの事務について、活動を通じて地域の農業者等から寄せられた主な意見及び対処方針について記載

Ⅷ 事務の実施状況の公表等

1 総会等の議事録の公表

HPに公表している

その他の方法で公表している

--

2 農地等利用最適化推進施策の改善についての意見の提出

意見の提出件数

0 件

提出先及び提出した意見の概要	
----------------	--

3 活動計画の点検・評価の公表

HPに公表している

その他の方法で公表している

--